

金融商品勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律」第 9 条に則り、当社の勧誘方針を以下の通りといたします。

1. お客様に適切かつ正確な勧誘を行うために、当社の役職員は諸法令・規則および本勧誘方針を遵守します。
2. 当社は、お客様の投資目的、知識、経験および財産の状況に照らして、適切なサービスを提供することに努め、また、適切な商品を勧誘するように努めます。
3. 当社は、お客様がご自身の判断と責任で商品を選択し、ご購入をお申込みいただけますよう、必要な商品説明やリスク内容について適切かつ正確な説明を行うことに努めます。
4. 勧誘の方法については、不確定なことには断定的な判断をせず、その事実がお客様の不利益となる性質の情報であっても、正確な情報を提供することに努め、お客様の誤解を招かない勧誘に努めます。
5. お客様のご迷惑となる時間帯や場所での勧誘は行いません。
6. お客様に適切かつ正確な勧誘を行うために、当社の役職員は商品知識の習得および技能の向上に努めます。
7. 販売の勧誘に関するお客様からのご照会、苦情につきましては、誠実に対応し、勧誘に活かすよう努めます。

スタンダードチャータード証券株式会社